戸沢村地元の魅力発見事業費助成金交付要綱

(交付の目的)

第1条 県内在住者に対し普段身近すぎてなかなか行かない地元の宿泊施設や、体験商品の料金の一部を支援し、誘客を図るとともに、地域の魅力を再発見していただき SNS や口コミなどで全国に発信する。

(助成対象)

- 第2条 助成金の交付を受けることのできる事業者は、戸沢村内に主たる施設を置く 宿泊施設・体験型観光施設を運営する事業者で、地元の魅力発見事業に登録して いる事業者とする。
 - 2 対象期間は、令和2年8月1日から令和2年9月30日に利用したものとする。

(助成金の額)

- 第3条 助成金の額は、以下のとおりとする。ただし、1,000 円に満たない体験料の 場合は該当しない。
 - (1) 宿泊施設 1人当たり 3,000円
 - (2) 体験型観光施設 1人当たり 1,000円
 - 2 利用者には、宿泊・体験型観光施設のアンケート調査を行う。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、10月15日までに、「戸沢村地元の魅力発見事業費助成金交付申請書(兼)実績報告書」(様式1号)を、村長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 村長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定及び額の確定を行い、交付申請を行った事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 村長は、前条による助成金の交付決定及び額の確定を行った場合は、支払う ものとする。

(交付決定の取消し)

- 第7条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、助成金の全額を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
 - (2) この要綱に違反する行為があったとき

(3) 助成金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(助成金の返還)

第8条 助成金の交付を受けた者は、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、 速やかに助成金を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

戸沢村長 渡部 秀勝 殿

施設名 代表者氏名

印

戸沢村地元の魅力発見事業費助成金 交付申請書(兼)実績報告書

このことについて、次のとおり助成してくださるよう申請します。

記

- 1 交付申請額
 - (1) 宿泊施設

(2) 体験型観光施設

1,000 円×申請者_____円

2 実績報告

No	月日	宿泊施設		体験型観光施設	
		利用人数	申請額	利用人数	申請額
1		人	円	人	円
2		人	円	人	円
3		人	円	人	円
4		人	円	人	円
5		人	円	人	円
6		人	円	人	円
7		人	円	人	円
8		人	円	人	円
9		人	円	人	円
10		人	円	人	円
11		人	円	人	円

12	人	円	人	円
13	人	円	人	円
14	人	円	人	円
15	人	円	人	円
16	人	円	人	円
17	人	円	人	円
18	人	円	人	円
19	人	円	人	円
20	人	円	人	円
21	人	円	人	円
22	人	円	人	円
23	人	円	人	円
24	人	円	人	円
25	人	円	人	円
26	人	円	人	円
27	人	円	人	円
28	人	円	人	円
29	人	円	人	円
30	人	円	人	円

3 助成金振込口座

金融機関:	支店名:
預金種別: 普通・当座	口座番号:
名義(カナ):	

	ソイノレー	(添付書類の確認をお願いいた〕	
/1		11 11/21/12/17		エチュ

- □ 宿泊・体験型観光施設利用者のアンケート用紙
- □ 振込先のわかる書類(預金通帳等)の写し

 第
 号

 年
 月

 日

申請者

施設名

代表者氏名

様

戸沢村長 渡部 秀勝

戸沢村地元の魅力発見事業費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記助成金の交付について、下記のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

交付の条件

- (1) 事業に係る証拠書類(宿泊者台帳、売上台帳等)を5年間保存しなければならないこと。必要に応じ閲覧させていただく場合があります。
- (2) 交付決定した助成額については、近日中に指定された口座に振込する予定。